

議案第 35 号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第 3 項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成 13 年 5 月 14 日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

専決第 2 号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成13年 3月30日

三朝町長 吉中田 秀光

平成13年5月14日原案承認

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（納期限後に納付し又は納入する税金又は	（納期限後に納付し又は納入する税金又は

納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第9項及び第10項の申告書に係る部分を除く。）第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第6項の規定による申告書に限る。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌

納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第7項及び第8項の申告書に係る部分を除く。）第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第4項の規定による申告書に限る。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌

日から1月を経過する日までの期間。

(3) 第48条第1項の申告書（法第 321条の 8 第 9 項及び第10項の申告書を除く。）

、第98条第1項若しくは第2項の申告書
又は第 139条第1項の申告書でその提出
期限後に提出したものに係る税額 当該
提出した日までの期間又はその日の翌日
から1月を経過する日までの期間

(4) 略

第20条～第34条 略

（所得控除）

第34条 2 所得割の納税義務者が法第 314条
の2第1項各号の1に掲げる者に該当する
場合には、同条第1項及び第3項から第12
項までの規定により雑損控除額、医療費控
除額、社会保険料控除額、小規模企業共済
等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保
険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額
、老年者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤
労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別
控除額又は扶養控除額を所得割の納税義務
者については、同条第2項、第7項及び第
12項の規定により基礎控除額をそれぞれの
者の前年の所得について算定した総所得金
額、退職所得金額又は山林所得金額から控
除する。

第34条の3～第47条 略

（法人等の町民税の申告納付）

第48条 町民税を申告納付する義務がある法
人等は、法第 321条の8第1項、第2項、

日から1月を経過する日までの期間。

(3) 第48条第1項の申告書（法第 321条の 8 第 7 項及び第8項の申告書を除く。）

、第98条第1項若しくは第2項の申告書
又は第 139条第1項の申告書でその提出
期限後に提出したものに係る税額 当該
提出した日までの期間又はその日の翌日
から1月を経過する日までの期間

(4) 略

第20条～第34条 略

（所得控除）

第34条 2 所得割の納税義務者が法第 314条
の2第1項各号の1に掲げる者に該当する
場合には、同条第1項及び第3項から第11
項までの規定により雑損控除額、医療費控
除額、社会保険料控除額、小規模企業共済
等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保
険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額
、老年者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤
労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別
控除額又は扶養控除額を所得割の納税義務
者については、同条第2項、第7項及び第
11項の規定により基礎控除額をそれぞれの
者の前年の所得について算定した総所得金
額、退職所得金額又は山林所得金額から控
除する。

第34条の3～第47条 略

（法人等の町民税の申告納付）

第48条 町民税を申告納付する義務がある法
人等は、法第 321条の8第1項、第2項、

第6項、第9項及び第10項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第6項及び第10項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第9項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第11項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第9項の申告書（同条第8項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第6項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第10項）の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する

第4項、第7項及び第8項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項及び第8項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第7項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は法第321条の8第1項後段の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第9項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第7項の申告書（同条第6項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る法第321条の8第1項、第2項又は第4項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（法第321条の8第8項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する

日までの期間については、年 7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人等が法第 321条の8第1項、第2項又は第6項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第9項の申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人等が法第 321条の11第1項又は第3項の規定による更生があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第 321条の8第10項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 略

第49条 略

(法人等の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321条の8第1項若しくは第2項又は第6項の納期限(同条第10項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同

日までの期間については、年 7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人等が法第 321条の8第1項、第2項又は第4項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第7項の申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人等が法第 321条の11第1項又は第3項の規定による更生があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第 321条の8第8項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 略

第49条 略

(法人等の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321条の8第1項若しくは第2項又は第4項の納期限(同条第8項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同

条第1項又は第2項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更生の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第6項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更生若しくは決定がされたことによる更生に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更生若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第50条～第63条の2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定に

条第1項又は第2項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更生の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第4項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更生若しくは決定がされたことによる更生に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更生若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第50条～第63条の2 略

(法第352条の2第3項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第3項の規定に

よる同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下本項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋（次号において「被災区分所有家屋」という。）の被災年度に係る賦課期日におけ

よる同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) 略

る所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有
家屋が滅失し、又は損壊した原因となっ
た震災等（法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に
規定する震災等をいう。第 74 条の 2 第 1
項第 4 号において同じ。）の発生した日
時及びその詳細

(5) 各特定被災共用土地納税義務者の住所
及び氏名並びに当該各特定被災共用土地
納税義務者の当該特定被災共用土地に係
る持分の割合

(6) 法第 352条の 2 第 3 項の規定によりあ
ん分する場合に用いられる割合に準じて
定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第 352条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 349条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「同条第 6 項」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 6 項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 前3項の申出書には、当該申出が当該共

用土地納税義務者又は特定被災共用土地納
税義務者（前項の規定により読み替えて適
用される第2項の申出書にあっては、特定
仮換地等納税義務者）全員の合意に基づく
ものである旨を証する書類を添付しなけれ
ばならない。

第64条～第74条 略

（被災住宅用地の申告）

第74条の2 法第349条の3の3第1項（同
条第2項において準用する場合及び同条第
3項（同条第4項において準用する場合を
含む。）の規定により読み替えて適用され
る場合を含む。第5号及び次項において同
じ。）の規定の適用を受けようとする者は
、被災年度の翌年度又は翌々年度の初日の
属する年の1月31日までに次に掲げる事項
を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証
する書類を添付した申告書を町長に提出し
なければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並
びに当該納税義務者が令第52条の13第1
項第3号から第5号まで又は第3項第3
号から第5号までに掲げる者である場合
にあっては、同条第1項第1号若しくは
第2号又は第3項第1号若しくは第2号
に掲げる者との関係

(2) 法第349条の3の3第1項に規定する
被災住宅用地（以下本号及び次号におい
て「被災住宅用地」という。）の被災年
度に係る賦課期日における所有者の住所

用土地納税義務者

全員の合意に基づく
ものである旨を証する書類を添付しなけれ
ばならない。

第64条～第74条 略

及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積

(3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生した日時及びその詳細

(5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(6) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

(固定資産税に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 及び 3 略

被災土地の所有者又は管理する者

被災土地の所有者又は管理する者

被災土地の所有者又は管理する者

被災土地の所有者又は管理する者

被災土地の所有者又は管理する者

被災土地の所有者又は管理する者

(固定資産税に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が前条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 及び 3 略

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の
規定の適用を受けようとする者がすべき申
告)

第10条の2 略

- 2 法附則第16条第6項の貸家住宅について
、同項の規定の適用を受けようとする者は
、当該年度の初日の属する年の1月31日ま
でに次に掲げる事項を記載し、かつ、特定
優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（
平成5年法律第52号）第3条の規定による
認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家
住宅の建設に要する費用について同法第12
条第1項の規定による地方公共団体の補助
を受けている旨を証する書類を添付した申
告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 家屋の敷地の面積

- 3 法附則第16条第7項の貸家住宅について
、同項の規定の適用を受けようとする者は
、当該年度の初日の属する年の1月31日ま
でに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢
者の居住の安定確保に関する法律（平成13
年法律第26号）第31条の規定による認定を
受けた旨を証する書類を添付した申告書を
町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及
び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の
規定の適用を受けようとする者がすべき申
告)

第10条の2 略

- 2 法附則第16条第6項の貸家住宅について
、同項の規定の適用を受けようとする者は
、当該年度の初日の属する年の1月31日ま
でに次に掲げる事項を記載し、かつ、特定
優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（
平成5年法律第52号）第3条の規定による
認定を受けた旨を証する書類
を添付した申
告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

第10条の3～第14条 略

(読替規定)

第15条 法附則第31条の2第1項から第3項まで、第31条の2の2第1項、第38条第4項又は第39条第6項若しくは第7項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第136条中「又は第587条の2第1項本文」とあるのは「若しくは第587条の2第1項本文又は法附則第31条の2第1項若しくは第2項、第38条第4項若しくは第39条第6項若しくは第7項」と、「又は第587条第2項」とあるのは「若しくは第587条第2項又は法附則第31条の2第1項から第3項まで、第31条の2の2、第38条第4項若しくは第39条第6項若しくは第7項」とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条の2 略

2～5 略

6 法附則第31条の3第4項から第6項まで又は第8項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第137条第1号(第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第2号(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。

7 法附則第31条の3第7項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については

第10条の3～第14条 略

(読替規定)

第15条 法附則第31条の2第1項から第4項まで、第31条の2の2第1項、第38条第4項又は第39条第6項若しくは第7項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第136条中「又は第587条の2第1項本文」とあるのは「若しくは第587条の2第1項本文又は法附則第31条の2第1項若しくは第2項、第38条第4項若しくは第39条第6項若しくは第7項」と、「又は第587条第2項」とあるのは「若しくは第587条第2項又は法附則第31条の2第1項から第4項まで、第31条の2の2、第38条第4項若しくは第39条第6項若しくは第7項」とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条の2 略

2～5 略

6 法附則第31条の3第4項から第9項まで又は第11項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第137条第1号(第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第2号(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。

、第 137 条第 1 号（第 1 項又は第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第 2 号（第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の 3 分の 2 に相当する額」とする。

- 8 法附則第 31 条の 3 第 9 項の規定の適用がある土地の取得に対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号（第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の 3 分の 1 に相当する額」とする。

第 16 条の 2 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例）

第 16 条の 4 略

(1) 及び (2) 略

2 略

- 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 34 条の 7 及び附則第 7 条の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

（長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税

第 16 条の 2 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例）

第 16 条の 4 略

(1) 及び (2) 略

2 略

- 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 34 条の 7 及び附則第 7 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

（長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税

の特例)

第17条 略

2 平成12年度から平成16年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第2項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、前項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する町民税の所得割の額は、同項各号の規定にかかわらず、当該課税長期譲渡所得金額の100分の4に相当する額とする。

3 略

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の7及び附則第7条の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成16年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等を

の特例)

第17条 略

2 平成12年度分及び平成13年度分

の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第2項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、前項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する町民税の所得割の額は、同項各号の規定にかかわらず、当該課税長期譲渡所得金額の100分の4に相当する額とする。

3 略

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の7及び附則第7条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成14年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等を

いう。以下本条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下本条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下本条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項各号及び前条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成16年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下本項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡は法附則第34条の2第7項の規定に該当することとなった場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地の

いう。以下本条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下本条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下本条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項各号及び前条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成14年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下本項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡は法附則第34条の2第7項の規定に該当することとなった場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地の

ための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3及び第18条 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町
民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前
年中に租税特別措置法第37条の10第1項に
規定する株式等に係る譲渡所得等を有する
場合には、当該株式等に係る譲渡所得等につ
いては、第33条及び第34条の3の規定に
かかわらず、他の所得と区分し、前年中の
当該株式等に係る譲渡所得等の金額として
令附則第18条第1項に定めるところにより
計算した金額(以下本条において、「株式
等に係る譲渡所得等の金額」という。)に
対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額
(株式等に係る譲渡所得等の金額(第3項
第1号の規定により適用される第34条の2
の規定の適用がある場合には、その適用後
の金額)をいう。)の100分の4に相当す
る金額に相当する町民税の所得割を課する
。

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次
に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の7及び附則第7条 の規
定の適用については、これらの規定中「
所得割の額」とあるのは、「所得割の額
及び附則第19条第1項の規定による町民

ための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3及び第18条 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町
民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前
年中に租税特別措置法第37条の10第1項に
規定する株式等に係る譲渡所得等を有する
場合には、当該株式等に係る譲渡所得等につ
いては、第33条及び第34条の3の規定に
かかわらず、他の所得と区分し、前年中の
当該株式等に係る譲渡所得等の金額として
令附則第18条第1項に定めるところにより
計算した金額(以下本条において、「株式
等に係る譲渡所得等の金額」という。)に
対し、当該株式等に係る譲渡所得等の金額
の100分の4に相当す
る金額に相当する町民税の所得割を課する
。

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次
に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の7及び附則第7条第1項の規
定の適用については、これらの規定中「
所得割の額」とあるのは、「所得割の額
及び附則第19条第1項の規定による町民

税の所得割の額」とする。

(3)～(5) 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第20条 略

2～6 略

7 特定株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であった株式会社を含む。）が発行した株式に係る租税特別措置法第37条の10第2項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の2第13項で定める期間が3年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後1年以内に行われる譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ。）をした場合における前条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

税の所得割の額」とする。

(3)～(5) 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第20条 略

2～6 略

7 特定株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であった株式会社を含む。）が発行した株式に係る租税特別措置法第37条の10第2項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の2第13項で定める期間が3年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後1年以内に行われる譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第13項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ。）をした場合における前条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第14項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

8 及び 9 略

(商品先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 平成14年度から平成16年度まで

の各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3に定めるところにより計算した金額（以下本項において「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額（商品先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の4に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定

は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第14項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

8 及び 9 略

する商品先物取引に係る雑所得等の金額
』とする。

(2) 第34条の7及び附則第7条の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、
同条第 1 項中「山林所得金額」とあるの
は「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2
第 1 項に規定する商品先物取引に係る雑
所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得
割の額」とあるのは「所得割の額及び附
則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税
の所得割の額」とする。

(5) 次条第4項の規定については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに前条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(個人の町民税の負担軽減に係る特例)

第21条 略

(個人の町民税の負担軽減に係る特例)

第21条 略

2 第34条の2の規定の適用については、同条中「及び第3項から第12項まで」とあるのは、「第3項から第12項まで及び法附則第40条第2項から第4項まで」とする。	2 第34条の2の規定の適用については、同条中「及び第3項から第11項まで」とあるのは、「第3項から第11項まで及び法附則第40条第2項から第4項まで」とする。
3 及び4 略	3 及び4 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第19条、第48条及び第50条の改正規定並びに次条第4項の規定 平成13年3月31日
- (2) 第34条の2及び附則第21条第2項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成14年4月1日
- (3) 附則第10条の2第4項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成13年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成12年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の2の規定は、平成14年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成13年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第20条の2の規定は、平成14年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成13年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第19条、第48条及び第50条の規定は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度分の法人の町民税及び各計算期間の法人税額に係る法人の町民税並びに施行日以後に解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）が行われる場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一分配により納付すべき法人税額に係る法人の町民税を含む。

以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度分の法人の町民税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成13年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成12年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第63条の3第2項及び第3項の規定は、平成12年1月2日以後に発生した地方税法等の一部を改正する法律(平成13年法律第8号、次条第3項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の3第1項に規定する震災等(次項において「震災等」という。)により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成13年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、平成13年度分の固定資産税に係る新条例第63条の3第2項の規定の適用については、同項中「1月31日」とあるのは、「1月31日(平成13年度分の固定資産税に係る申出にあっては、平成13年4月30日)」とする。
- 3 新条例第74条の2の規定は、平成12年1月2日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成13年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、平成13年度分の固定資産税に係る同条第1項の規定の適用については、同項中「1月31日」とあるのは、「1月31日(平成13年度分の固定資産税に係る申告にあっては、平成13年4月30日)」とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成13年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成12年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

- 2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日以前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 改正前の町税条例（次項において「旧条例」という。）附則第15条の2第6項に規定する土地のうち、改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第31条の3第7項の規定の適用がある土地（施行日前に取得されたものに限る。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 旧条例附則第15条の2第6項に規定する土地のうち、運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成12年法律第47号）附則第13条の規定による改正前の地方税法附則第31条の3第5項に規定する土地に係る平成13年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成13年3月1日前にされた同項に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。